

主体的に行動できる消費者市民の育成 ～あいち消費者市民講座を活用した授業開発～

(第1学年 科目「家庭基礎」2単位)

愛知県立加茂丘高等学校 安達 容子

1 はじめに

本校は、三河山間部に位置する1学年3クラスの小規模校である。平成26・27年度、文部科学省指定「問題解決に向けた主体的・協働的な学びの推進事業」の研究校となり、授業改革が図られた。平成29年9月、第32回時事通信社「教育奨励賞」において、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の授業革新が評価され、優良賞を受賞した。本年度は、生徒の自己有用感を育むため「ロジカル・シンキングを意識したアクティブ・ラーニング型授業モデルの開発」「コミュニティスクールの趣旨を生かした地域連携の推進」を主眼とする教育活動を行っている。また、平成29・30年度、消費者教育の研究校に指定され、消費者教育推進のための授業開発を行っている。

本校家庭科は、1年生で「家庭基礎」を2単位履修し、その内容の一つに消費生活に関わる分野を学ぶ。近年、消費者を取り巻く環境は、高齢化の進展、高度情報通信社会の進展、グローバル化の進展などの社会の変化に伴い、消費者問題や消費者被害の内容等も変化している。平成30年に民法が改正され、平成34年(2022年)4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることとなった。これにより、高校生であっても、18歳から親の同意なしでクレジットカードやローン等、さまざまな契約を自分の意思で決定することができ、その責任を負うこととなる。若年者は消費者被害に巻き込まれやすい傾向にあることから、若年者における消費者被害の拡大が懸念されている。被害拡大を防ぐため、学校現場での消費者教育の重要性が問われている。消費者教育では、消費者自身が消費生活に関する知識を習得し、その知識に基づいて日常生活で適切な行動ができる実践的な能力を育むことが求められている。そこで、主体的に行動できる消費者市民を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業開発を図る。その活動と成果を報告する。

2 研究目的

- ・あいち消費者市民講座を活用し、「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業開発を図る。
- ・消費者市民としての自覚をもたせ、主体的に行動できる生徒を育成する。

3 生徒の実態調査

「平成28年度高校生の消費生活と生活設計に関するアンケート調査報告書(公財消費者教育支援センター、生命保険文化センター)」を参考に、本校1年生を対象に事前調査を行った。

「インターネットで購入したことがあるか」の質問には、「よく買う」13%(全国10%)、「ときどき買う」41%(全国24%)と高く、過半数の生徒が、洋服や靴、雑貨、アプリのダウンロード、DVD・CD、ゲームソフト等を購入していた。「商品に問題があった場合、企業等に連絡するか」の質問には、「とてもあてはまる」10%(全国11%)、「ややあてはまる」23%(全国21%)という結果となり、約7割の生徒が連絡しないと答えた。消費者トラブルに遭遇した場合の対処方法や消費者トラブルの防止対策について、「あまり・まったく知らない」と答えた生徒は7割であった。

知識を問う問題の正答率は、「契約には契約書が不要である」16%(全国27%)、「契約は口約束でも成立する」21%(全国31%)、「コンビニで菓子を買うことは契約である」53%(全国37%)、「ネット購入はクーリングオフできない」21%(全国55%)であり、正しい知識を持っている生徒が少ないことが分かった。消費者ホットラインの番号の正答率は0%であり、全く認知されていなかった。

実際に消費生活センターやお客様相談センター等へ電話したことのある生徒は1人もいなかったが、SNSによる架空請求が届いたと答える生徒や健康によいといううたい文句を鵜呑みにして商品を購入する祖母に対して不安であると答える生徒がいた。

4 仮説

生徒の実態調査から次のように仮説を立てた。

消費生活に関する知識や適切な行動が身に付き、かつ、消費者市民としての意識が高まれば、主体的に行動できるようになるであろう。

そこで、「主体的・対話的で深い学び」となる消費者教育教材の開発、あいち消費者市民講座を活用した授業、家族への啓発活動の3点に着眼し研究を行った。

5 研究

(1) 消費者教育教材の開発

生徒の実態に合わせ、主体的・対話的な授業実践ができる【消費者教育ワークシート】を作成し、最後に冊子にできるように工夫した。全18ページから成り、問題と解説ページを異なるページに配置したり、複数の優良教材や資料を組み合わせたり、生徒間の意見交換や発表の場を設定したりし、ペアワーク・グループワークの充実を図った。参考資料・教材は以下のとおりである。

【参考資料・教材】

- ・「あいち暮らしっく」(愛知県県民生活課)
- ・「社会への扉」、DVD「もしあなたが消費者トラブルにあったら-消費者センスを高めよう!-」
「消費者センスを身につけよう」、「消費者ホットライン188」(消費者庁)
- ・「思わず伝えたいくなる消費者市民社会の話」(NACS((公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会))
- ・カード型ゲーム教材「マークでカルテット」((公財)消費者教育支援センター)
- ・DVD「エシカルコンシューマーを目指して~持続可能な消費生活~」(教育図書株式会社)
- ・「家庭基礎 自立・共生・創造」(東京書籍株式会社)

(2) あいち消費者市民講座を活用した授業

あいち消費者市民講座を活用し、学習のねらいを設定した。

- ① 消費者トラブルに遭遇したときの適切な対処方法を知る。
- ② あいち暮らしWEBの活用方法を学び、情報収集や被害の防止策を知る。
- ③ 消費者市民としての意識を高める。

ア 外部講師との連携

消費生活相談員と県民生活課と連携し行った。対話形式の授業とし、消費生活相談員が前述ねらい①の「消費者トラブルに遭遇したときの適切な対処方法」を、県民生活課職員が前述ねらい②の「あいち暮らしWEBの活用方法」を担当した。

実施にあたり、講師の方と3~4回打ち合わせを行い、生徒の実態や最近の話題を考慮し、2つの事例「ネット通販によるトラブル」と「ハガキによる架空請求」を取り上げることとした。次に、生徒に伝えたい内容や生徒に身に付けさせたい事柄を伝え、講師と教員の役割を分担し、【指導案】を作成した。さらに、前述ねらい③の「消費者市民としての意識を高める」ために、生徒の意見「行動しない」や「諦める」等に対し、講師から「本当に行動しなくてもいいの?」「行動しないとどうなる?」と揺さぶりをかけてもらうように依頼した。

イ 事前学習

全生徒が主体的に参加できるように、まず【ワークシート1】事例1・2について、自分の考えと保護者の考えを記入させる課題を与えた。次に、グループワークで意見交換を行い、発表用のセンテンスカード（短冊状の用紙に考えを記入させたもの）を作成させた。

ウ 本時の学習

生徒と講師・教員の対話的な授業となるように、生徒の机をコの字型に配置した。

相談員から生徒の意見に対する専門的なアドバイスをもらい、消費者トラブルに対しての適切な行動や相談窓口、公的機関以外の相談窓口による二次被害について学んだ。

県民生活課職員から「あいち暮らしWEB」の活用や「あいち消費生活情報メールマガジン」の登録方法を学び、被害を未然に防止するための手段を学んだ。生徒は自分の携帯電話を使い、ホームページを検索し、サイトの確認とメールマガジンの登録を行った。

学習したことを家族へ伝えることを意識させ、講師から学んだことを【ワークシート2】にまとめさせた。講師の助言を聞きながら自分でまとめることが苦手な生徒がいるため、準備しておいた板書カードを黒板に貼り提示した。



【講座の様子】

[生徒の振り返り]

- ・相談員さんからの専門的なアドバイスをもらえてよかったです。架空請求の被害総額が127億円と聞いたときは、とても驚きました。私の家もネットで買い物を頻繁にするので、今日学んだ買い物をする際の注意点を思い出しながらしたいです。もし商品が届かず業者が対応してくれなかったら、すぐに消費生活相談窓口にご相談したいです。また、情報収集も大事だと言っていたので「あいち暮らしWEB」を活用したいです。今日学んだことをしっかり親にも伝えたいです。
- ・今日登録したメールマガジンを確認し、被害に遭わないようにしたいです。また、被害に遭ったときは消費生活相談窓口や188に電話をかけたり、家族や身近な人に相談したりしたいです。今日学んだことを家族の人に伝え、アクションを起こしたいです。

(3) 学習の成果を伝える啓発活動

学習したことを保護者と祖父母に伝える啓発活動を行った。

ア 保護者に伝える

あいち消費者市民講座の前に消費者トラブルの事例について、どのような行動をとるかを保護者から聞き、講座後に学習した内容を保護者に伝えた。伝える際に使用した資料は講座でまとめた【ワークシート2】である。さらに、保護者からコメントと評価をもらい記入してもらった。評価は「よく理解できた・理解できた・あまり理解できなかった」の3段階とし、わかりやすく伝えることを意識させた。

イ 祖父母に伝える

ホームプロジェクトの一環として実施し、冬季休業中の課題とした。Plan（計画を立てる）、Do（実践）、See（反省・評価）の手順で進め、Plan については教員が提示した。Do では、特殊詐欺の被害件数・被害総額、最新の手口を調べ、被害に遭遇したときの対処方法や被害の防止策等のアドバイスを分かりやすくまとめ、さらに手紙を記入させた。【ワークシート3】

[保護者のコメント]

- ・話を聞き、自分で行動するのが大事だと気づいたので、これからは正しい行動ができるようにしたいと思います。
- ・ネットで買い物をするときは気をつけて買い物をしようと思います。もし、トラブルに巻き込まれたら消費者ホットラインなどに相談しようと思います。
- ・架空請求のように、むやみに電話をしてはいけないことや、自分一人で解決しないことも大事だと教わりました。

[祖父母のコメント]

- ・特殊詐欺はいろいろな手口で高齢者からお金をだまし取ろうとするので、万が一、怪しい電話等があったら身近な人や相談窓口に相談します。また詐欺についての知識を新聞やテレビ等で身につけようと思います。
- ・身に覚えのない請求書には支払わない、訳の分からないメールには返信をしない等、気をつけていきたいです。これを機に対策を考えていこうと思います。合言葉を今度決めましょう。
- ・毎日多くの高齢者が被害に遭っている現在、いつ自分もそうした被害になるか分からないので、自分は大丈夫と思わないよう、注意して生活する様に心がけます。

[生徒の振り返り]

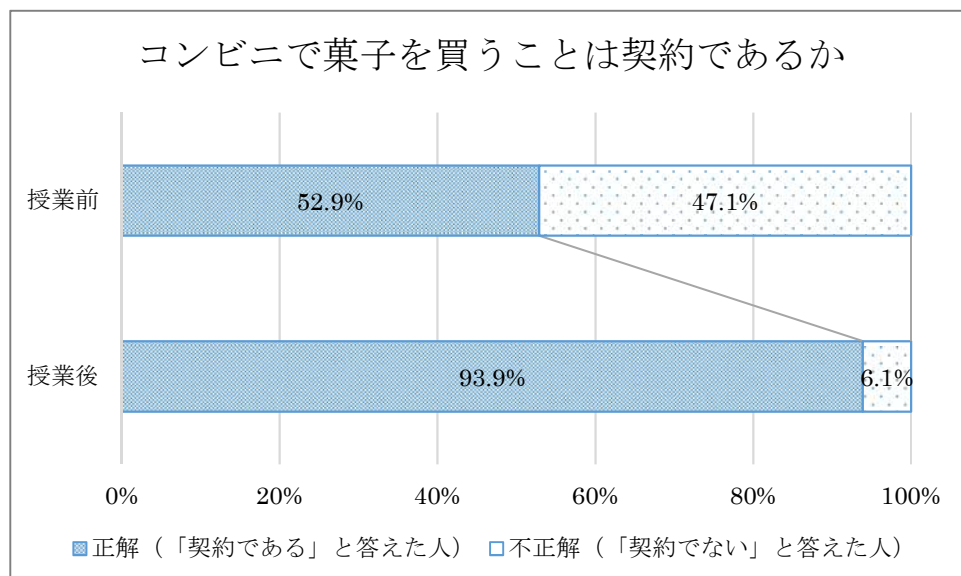
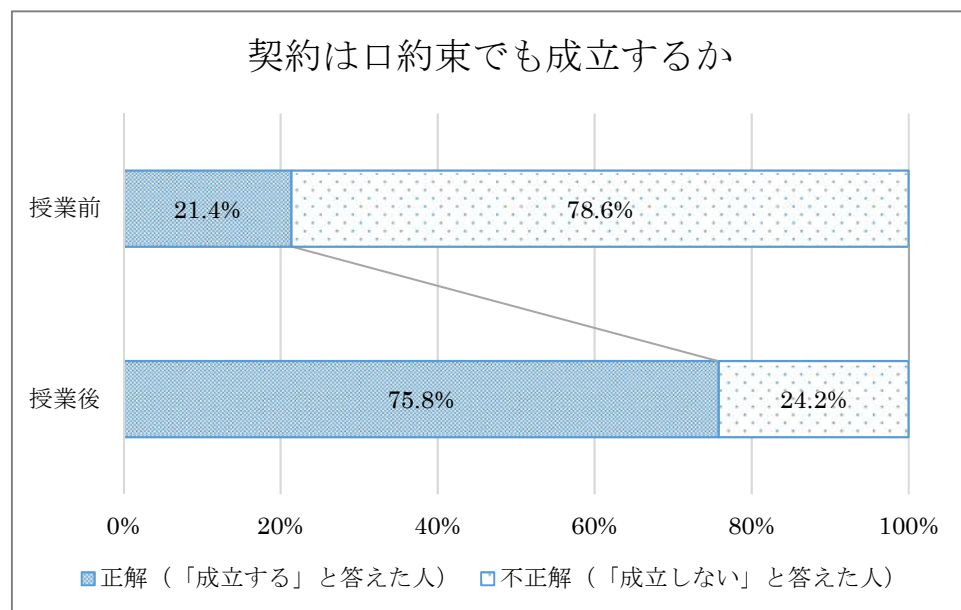
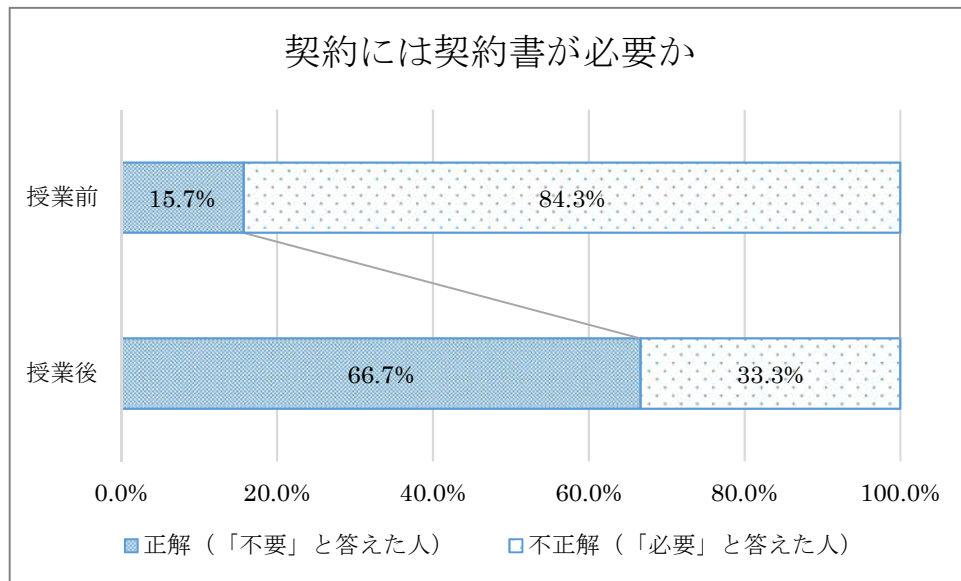
- ・消費者トラブルのことを祖母に伝えられてよかったです。同時に家族と詐欺について話し合い、ルールを決めることができたのでよかったです。
- ・自分で調べて、詐欺の手口や対処方法等が分かったので、きちんと対処できると思います。また、このことを祖父母に教えたことで被害に遭いにくくなったと思うから、ホームプロジェクトをやってよかったと思います。
- ・身につけた知識を家族や知り合いに広げることによって、社会もよくなっていくと思うので、そのような取組をしたい。
- ・もしトラブルに遭った場合、ただ諦めるのではなく、次の被害を抑えるために学んだ事を進んでやっていきたいです。また、周りに困っている人がいたら助けられるようにしたいです。

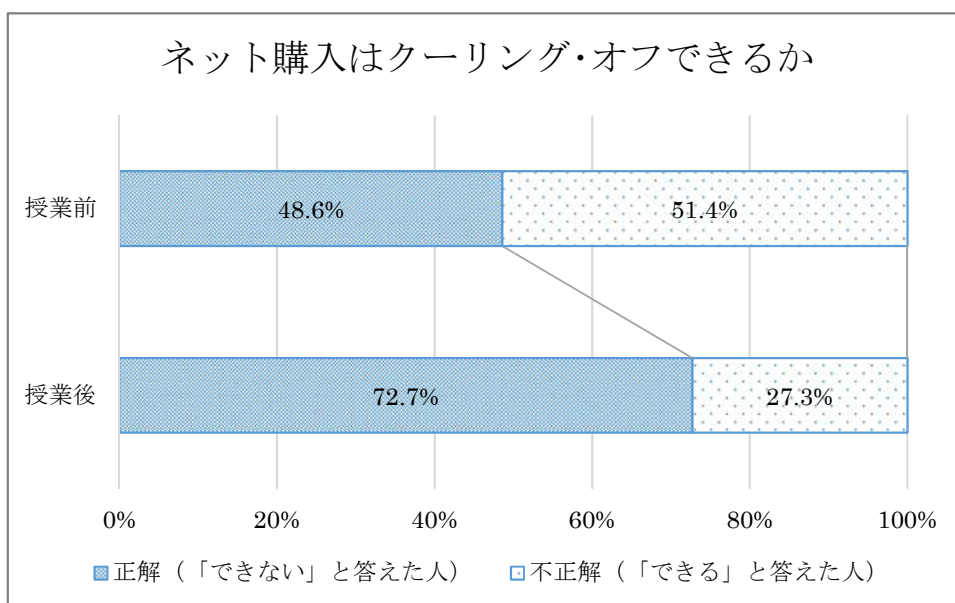
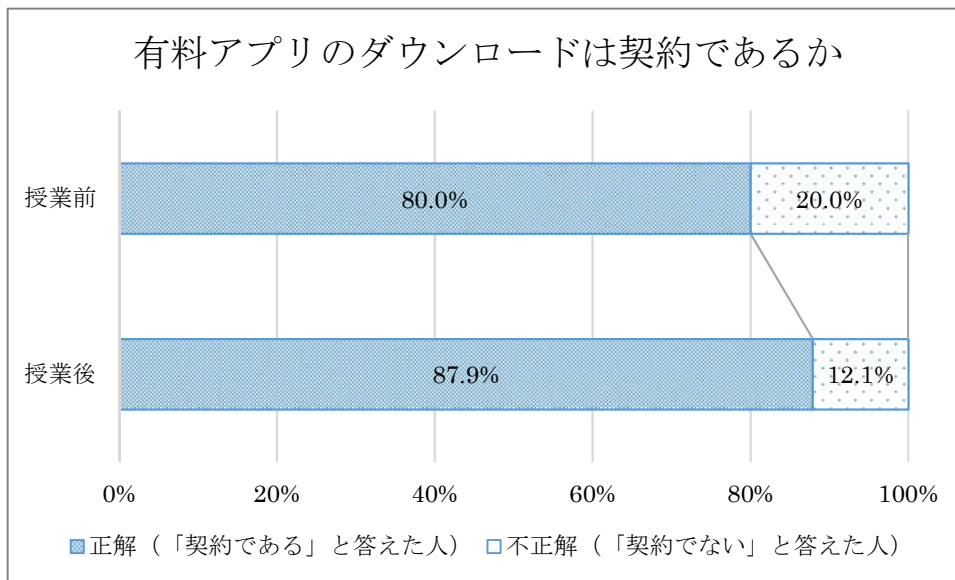
(4) 学習効果に関する調査結果

ア 契約の知識

「契約には契約書が必要か」を尋ねたところ、授業前の正答率が 15.7%であったが、授業後の正答率が 66.7%で、授業前から 51.0 ポイント増加した。「契約は口約束でも成立するか」を尋ねたところ、授業前の正答率が 21.4%であったが、授業後の正答率が 75.8%で、授業前から 54.4%増加した。「コンビニで菓子を買うことは契約であるか」を尋ねたところ、授業前の正答率が 52.9%であったが、授業後の正答率が 93.9%で、授業前から 41.0 ポイント増加した。「有料アプリのダウンロードは契約であるか」を尋ねたところ、授業前の正答率が 80.0%であったが、授業後の正答率が 87.9%で、授業前から 7.9 ポイント増加した。「ネット購入はクーリングオフできるか」を尋ねたところ授業前の正答率が 48.6%であったが、授業後の正答率が 72.7%で、授業前から 24.1

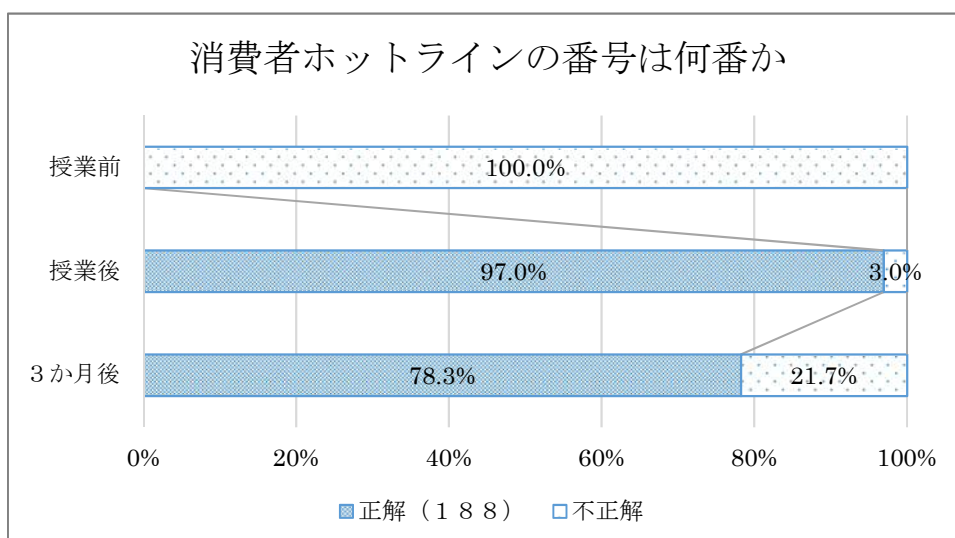
ポイント増加した。5問全体に占める正答率は、授業前の平均は 43.7%、授業後の平均は 79.4% で、授業前から 35.7 ポイント増加した。





イ 消費者ホットライン188の知識

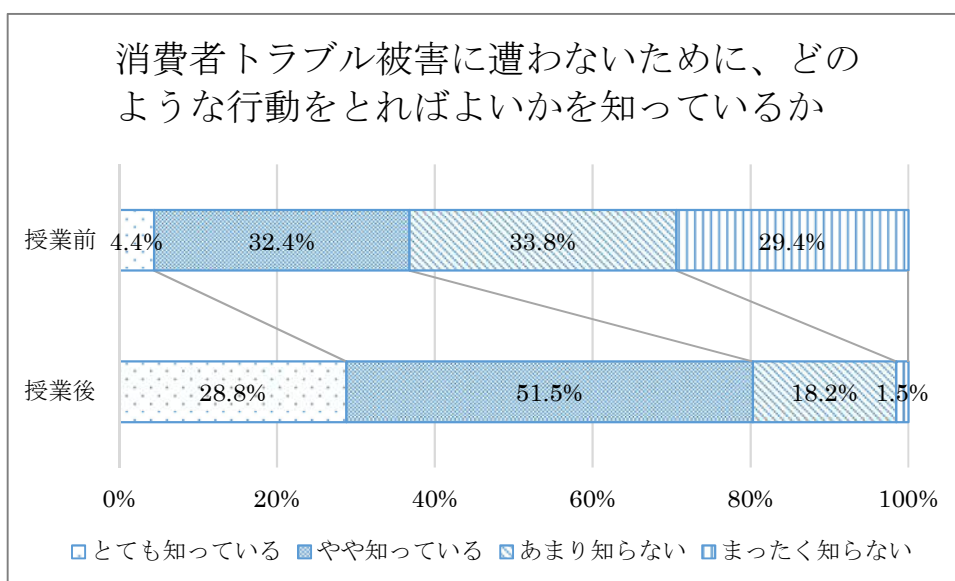
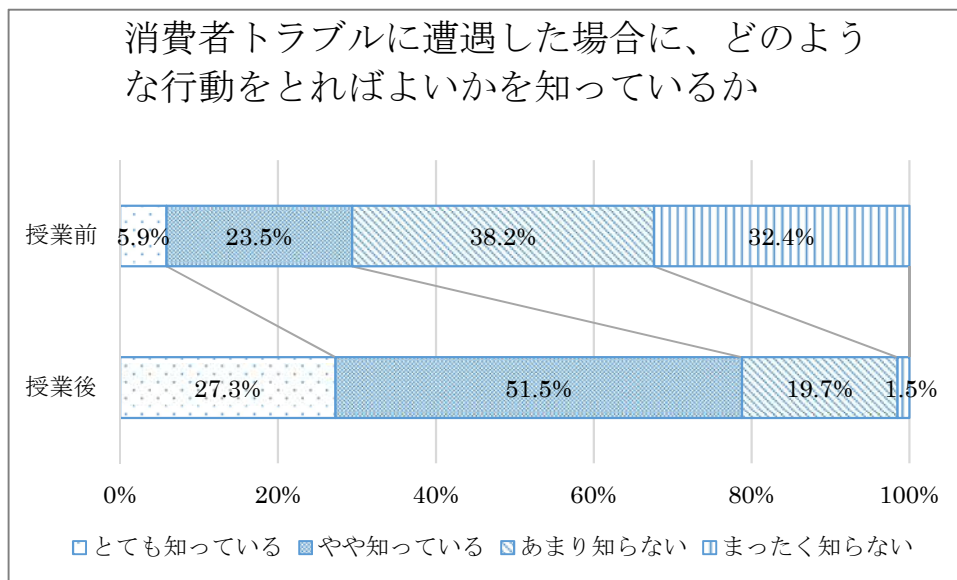
「消費者ホットラインの番号」を尋ねたところ、授業前の正答率が0%であったのに対し、授業後の正答率は97.0%であった。さらに3ヶ月後の正答率は78.3%で、授業後から3か月経過すると18.7ポイント減少した。



ウ 消費者トラブルの知識

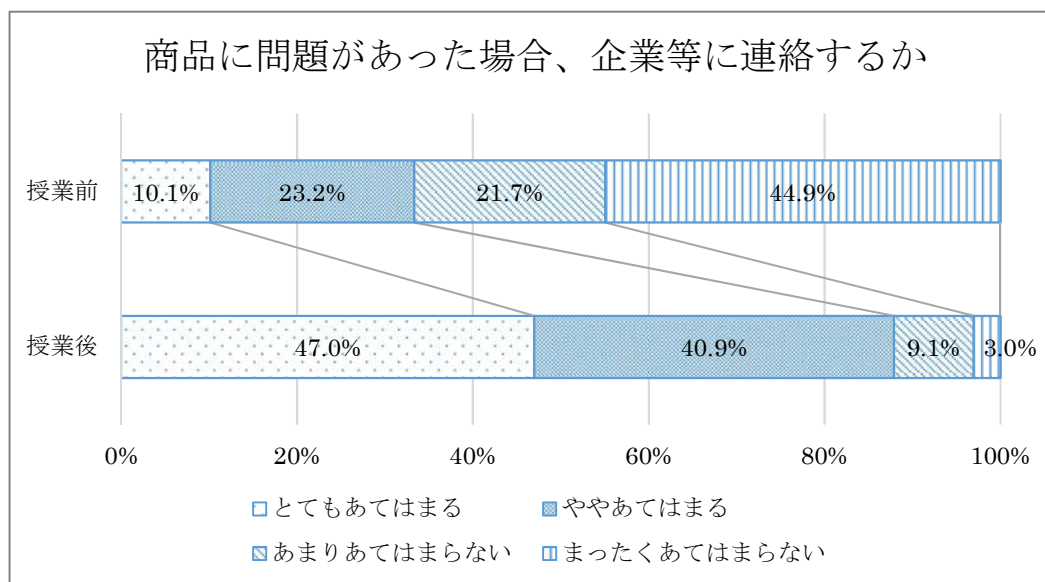
「消費者トラブルに遭遇した場合どのような行動をとればよいか」を尋ねたところ、授業前は「とても知っている」5.9%、「やや知っている」23.5%、「あまり知らない」38.2%、「まったく知らない」32.4%であったが、授業後は「とても知っている」27.3%（21.4ポイント増加）、「やや知っている」51.5%（28.0ポイント増加）、「あまり知らない」19.7%（18.5ポイント減少）、「まったく知らない」1.5%（30.9ポイント減少）であった。「とても知っている・やや知っている」の回答が授業前から49.4ポイント増加した。

「消費者トラブル被害に遭わないためにどのような行動をとればよいか」を尋ねたところ、授業前は「とても知っている」4.4%、「やや知っている」32.4%、「あまり知らない」33.8%、「まったく知らない」29.4%であったが、授業後は「とても知っている」28.8%（24.4ポイント増加）、「やや知っている」51.5%（19.1ポイント増加）、「あまり知らない」18.2%（15.6ポイント減少）、「まったく知らない」1.5%（27.9ポイント減少）であった。「とても知っている・やや知っている」の回答が授業前から43.5ポイント増加した。



エ 消費者市民としての意識

「商品に問題があった場合、企業などに連絡するか」と尋ねたところ、授業前は「とてもあてはまる」10.1%、「ややあてはまる」23.2%、「あまりあてはまらない」21.7%、「まったくあてはまらない」44.9%であったが、授業後は「とてもあてはまる」47.0%（36.9ポイント増加）、「ややあてはまる」40.9%（17.7ポイント増加）、「あまりあてはまらない」9.1%（12.6ポイント減少）、「まったくあてはまらない」3.0%（41.9ポイント減少）であった。「とてもあてはまる・ややあてはまる」の回答が授業前から54.6ポイント増加した。



6 成果と課題

上記、実施効果による調査結果より、契約や消費者ホットライン、消費者トラブル等の正しい知識と適切な行動を理解させることができた。また、消費者トラブルに遭遇したときは自ら行動しようとする気持ちが芽生え、消費者市民としての意識を高めることができた。

本研究のテーマである主体的に行動できる消費者市民の育成において、主体的・対話的で深い学びを重視した消費者教育ワークシートを活用した授業やあいち消費者市民講座を活用した授業は、生徒に大きな変容をもたらした。また、保護者や祖父母に伝える啓発活動は、学習した知識の定着を図るとともに実践的な能力を育み、有効的な手段であった。他者へ伝えること、他者から評価をもらうことは、生徒の学習に対する意欲を高め、達成感や自信に繋がり、主体性を育むことができた。

家庭科における消費者教育の場は1年次のみであるということ、時間の経過により知識や意識が希薄化してしまうことから、学校教育の場で継続的に消費者教育を行う必要がある。若年者による消費者被害を防ぐために、教科における指導の充実、他教科との連携、総合的な学習の時間の活用、専門機関による外部講師の活用等、学校教育全体のあらゆる場で消費者教育の在り方を検討していく必要がある。

7 おわりに

消費者教育教材やあいち消費者市民講座を活用した「主体的・対話的で深い学び」を重視した授業は、効率的・効果的な実践に繋がった。また、生徒主体の啓発活動は、知識・技能の定着を深めるだけでなく、消費者市民としての自覚をさらに促すことにも繋がった。今後も家庭科における消費者教育の推進を図りたい。

本研究の実施にあたり、ご支援・ご協力いただいた愛知県県民生活部県民生活課、消費生活相談員の方々に深く感謝申し上げます。

【指導案】

家庭科「家庭基礎」 あいち消費者市民講座を活用した消費者教育の実践

1 本時のねらい

- ・消費者トラブルに遭遇したときの適切な対処方法を知る。
- ・あいち暮らしWEBの活用法を学び、情報収集や被害防止策を知る。
- ・消費者市民としての意識を高める。

2 外部講師

消費生活相談員 1 名、県民生活課職員 1 名

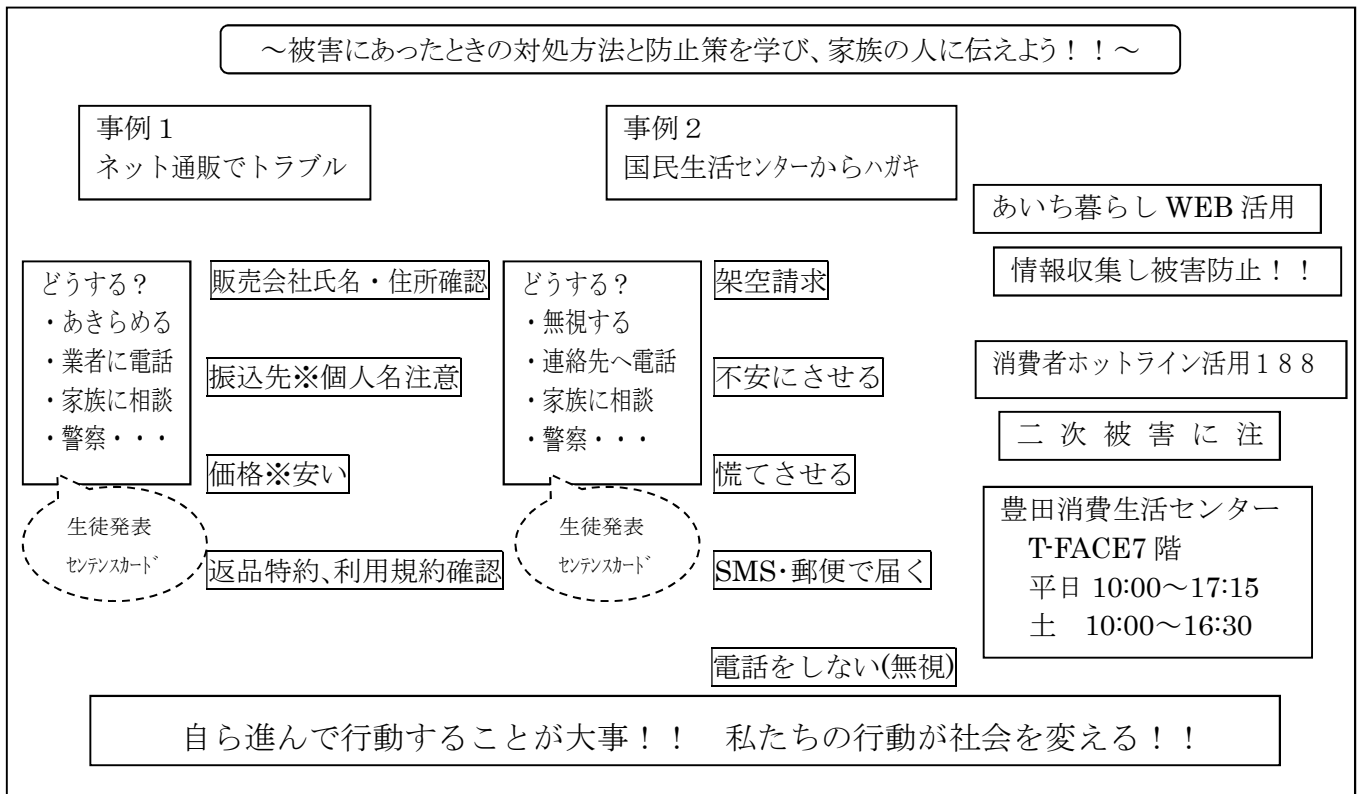
3 学習内容

過程	学習活動	指導上の留意点	活用教材等
導入 (3分)	・目標確認	・「お悩み相談室」「消費生活情報メールマガジン」を配布する。	
～被害にあったときの対処方法と防止策を学び、家族の人に伝えよう！！～			
展開 (10分)	・事例1について発表させる ・相談員から助言をもらう	・センテンスカードに書いてあることを発表させ、黒板に貼る。(事前のグループワークで作成) ・家族の人に伝えることを意識させ、相談員から聞いた適切な対処方法をワークシートにまとめさせる。 ・ 生徒の意見について助言をする。【相談員】 販売会社の氏名・住所、振込先、価格、返品特約・利用規約等の確認の助言。「行動しない」意見に対して揺さぶりをかける。 ・助言の内容を黒板にまとめる。	・ワークシート1 ・センテンスカード ・ワークシート2
(10分)	・事例2について発表させる ・相談員から助言をもらう	・センテンスカードに書いてあることを発表させ、黒板に貼る。(事前のグループワークで作成) ・ 生徒の意見について助言をする。【相談員】 架空請求である、不安にさせ慌てさせる、SMS・郵便で届く、電話をかけない、個人情報などを伝える等の助言。 ・助言の内容を黒板にまとめる。	
(10分)	・「あいち暮らしWEB」の活用方法を学ぶ	・被害に遭わないために、どのように情報や知識を入手すればよいかを考えさせる。 ・ 携帯電話を使用して「あいち暮らしWEB」を検索させ、トラブル事例や最新の情報が掲載されていることを知らせる。【職員】 ・ メールマガジンを紹介し、未然防止に繋がることを伝え、登録を促す。【職員】	・資料「あいち消費生活情報メールマガジン登録方法」 ・携帯電話
(10分)	・消費者ホットラインと身近な相談窓口、二次被害について学ぶ	・被害に遭った場合、どうすればよいかを考えさせる。 ・電話する場合は何番に電話をすればよいかを問い、資料「消費者ホットライン188」を確認させる。 ・直接相談に行く場合、身近な相談窓口はどこにあるのかを問う。 ・ 身近な相談窓口と営業時間を伝え、消費者市民として行動することの大切さを伝える。【相談員】 ・相談窓口が時間外であるが相談したい場合、どうしたらよいかを考えさせる。 ・ 公的機関以外の相談による二次被害を伝え、信頼性のある公的機関へ相談するように伝える。【相談員】	・資料「消費者ホットライン 188(消費者庁)」
まとめ (7分)	・本時の振り返り ・ミッション	・学習の振り返り、発表をさせる。 ・学習したことを家族の人へ伝える啓発活動を指示する。	・ワークシート2

4 評価の観点

	A	B	C
関心・意欲・態度	挙手をすることができ、積極的に参加できた		できなかった
技能 (ワークシート)	アドバイスの要点をおさえ、家族の人へ啓発できる内容である	まとめることができた	できなかった
思考・判断・表現 (ワークシート)	何を学んだか2つ以上記入でき、消費者市民としての意識が芽生えた	何を学んだか2つ以上記入できた	1つしか記入できなかった
意欲・関心・態度 (ワークシート)	家族にしっかり伝え、理解させることができた	家族に伝えることができた	家族に伝えることができなかった

5 板書



6 事前に実施した内容

- (1) ワークシート1①③をやる。
- (2) 課題:ワークシート1②④をやる。家族の人に意見や考えを聞き記入する。
- (3) グループワーク:ワークシート1事例①②、事例③④の意見交換を行い、その意見を全てカードに記入する。

こんなときはどうする？

課題

事例1 ネットショッピングでスニーカーを購入したが商品が届かない。どうする？
あなたならどうする？

購入したところに電話をして、確認してもらう。
対応してくれなかった場合相談センターに電話する。

家族の人に聞いてみよう？ 誰：(お父さん)

ネットショッピングの運営元(例 ヤフー・楽天)に連絡する。

事例2 国民生活センターからハガキが届きました。
あなたならどうする？

何か所か別の相談センターに相談をする。

家族の人に聞いてみよう？

誰：(お父さん)

調べて疑いがあるなら無視する。

民事訴訟確認依頼通知

訴訟対象者記号 (〒)0682-02 号

本通知書は当該企業より執り行われた訴訟手続のご確認のために送らせて頂いております。また本通知書をもって当該企業より貴殿に対しての民事訴訟裁判が執り行われ必要措置手続きが開始された旨の最終確認通知と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は原告に対し契約の不履行及び請求内容の不払いを申立てており貴殿の対応により財産の差押え執行を要求。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. 当該企業が受ける損失について財産の差押えを要求する。
4. 本書の通知を持って最終通告とする。

【紛争の要点、原因】

再三の当該企業による料金請求に対し、貴殿が従わず取合う態度が見られなかったものとし、最終手段として裁判所による請求取立てを行うものとする。

通知内容のご確認につきましては当センターにて受け付けております。また内容に関してのお問い合わせに関してはプライバシー保護のためご本人様のみのお受けのみとなります。ご連絡がない場合に関しましては請求内容の判決の元執行官立会にて財産の差押え等が執行されるおそれがありますので必ず異議がある場合に関してはご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立手続き最終期日】 通知到達日より5日

法務省管理組合 国民生活センター訴訟事務局

〒101-8464 東京都千代田区外神田3丁目

受付時間 平日 9:00~17:00

ご相談ダイヤル 03-3820-

[]



～被害にあったときの対処方法と防止策を家族の人に伝えよう！！～

- 1 事例1・事例2の対処方法を発表しよう。※前時に話し合いまとめる
- 2 相談員さんからアドバイスをもらおう。※家族の人にきちんと伝えられるようにしっかりまとめる

<p>事例1</p> <p>諦める。</p> <p>→業者がもうかかってしまう。</p> <p>→社会に広がって増えてしまう。</p> <p>相談する</p> <p>→業者にあらゆる手段で連絡できる。</p> <p>→情報、手口を集めて、業者へ対応することができる。</p> <p>事例2</p> <p>読んでてもよく意味がわからない。</p> <p>→わざと難しく書いて、お金を払わせようとする。</p> <p>身に覚えが無い場合は無視</p> <p>知人や親に相談</p> <p>書かれている所に電話をしてもらう</p> <p>→自分の電話番号がわかかってしまう。</p> <p>個人情報をもれてしまう。</p> <p>被害額 → 全国 127億円</p>	<p>その他</p> <p>注意点</p> <p>販売会社氏名、住所の確認</p> <p>振込先が個人名 X</p> <p>価格が安すぎる X</p> <p>返品特約、利用規約の確認</p> <p>クーリシクアツは無い。</p> <p>被害防止</p> <p>情報収集で被害防止 消費者ホットライン 188</p> <p>あいり暮らしweb活用</p> <p>架空請求の対応</p> <p>電話をしない(無視)</p> <p>手口</p> <p>小荒てさせる</p> <p>不安にさせる</p> <p>SNS・郵便で届く</p> <p>ショートメール</p> <p>あいまいな請求</p> <p>消費生活センター T-FACE 7階 〒10:00~17:15 〒10:00~16:30</p>
--	---

3 本時の学習の振り返り

ネットショッピングでの被害にあってしまったときに何も行動をしないと業者の利益が上がって、他の消費者も被害にあって、社会全体に悪影響をおよぼすから、困ったら相談して、行動しようと思った。

架空請求での被害にあったときは、多分とまどってしまうと思うけど、今回学んだことをいかして、他の人に相談したり、無視をしようと思った。

4 ミッション 学んだことを家族の人に伝えよう！ ※家族からコメントと評価をもらう

コメント (誰から 母)

被害にあったときの正しい対処法がわかったので、もしこのようにおこじがいたら、行動しようと思いました。

評価 [よく理解できた ・ 理解できた ・ あまり理解できなかった]

